

平成 30 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 5 号

平成 30 年 3 月 14 日 午前 10 時開議

1. 出席議員

1 番	大 越 勇 一 君	7 番	高 橋 一 男 君
2 番	新 井 滄 吉 君	8 番	今 井 利 和 君
3 番	石 山 肖 子 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	花 嶋 美清雄 君	10 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	新 井 邦 弘 君	11 番	石 井 公一郎 君
6 番	坂 本 啓 次 君	12 番	船 川 京 子 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜 章 君
教 育	長	杉 山 英 彦 君
総 務 課	長	清 水 一 男 君
企 画 課	長	飯 塚 良 一 君
財 政 課	長	武 藤 武 治 君
税 務 課	長	赤尾津 政 男 君
住 民 課	長	金 子 三千雄 君
福 祉 課	長	石 田 通 夫 君
子 育 て 支 援 課	長	岡 野 成 子 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		須 海 満 君
環 境 対 策 課	長	大 津 善 男 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		中 島 頼 明 君
都 市 建 設 課	長	石 川 篤 君
会 計 課	長	飯 島 和 代 君
学 校 教 育 課	長	寺 田 寛 君
生 涯 学 習 課	長	野 田 文 雄 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 宮 本 正 裕
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成30年3月14日（水曜日）

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第2号 | 利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第3号 | 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第4号 | 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第5号 | 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 |
| 日程第5 | 議案第6号 | 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第7号 | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第8号 | 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第15号 | 町道路線の認定について |
| 日程第9 | 議案第16号 | 町道路線の廃止及び変更について |
| 日程第10 | 議案第17号 | 利根町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第11 | 議案第18号 | 利根町教育委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 議案第19号 | 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 平成30年度利根町一般会計予算 |
| 日程第14 | 議案第21号 | 平成30年度利根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第22号 | 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第23号 | 平成30年度利根町営霊園事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第24号 | 平成30年度利根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第25号 | 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第26号 | 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算 |

日程第20 議員派遣の件

日程第21 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第2号

日程第2 議案第3号

日程第3 議案第4号

日程第4 議案第5号

日程第5 議案第6号

日程第6 議案第7号

日程第7 議案第8号

日程第8 議案第15号

日程第9 議案第16号

日程第10 議案第17号

日程第11 議案第18号

日程第12 議案第19号

日程第13 議案第20号

日程第14 議案第21号

日程第15 議案第22号

日程第16 議案第23号

日程第17 議案第24号

日程第18 議案第25号

日程第19 議案第26号

日程第20 議員派遣の件

日程第21 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、その写し

をお手元に配付してあります。

以上、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，議案第2号 利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは、議案第2号 利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例，これに対して質問させていただきます。

その前に、皆さんのお手元に配付されている現在の基金，私，「1億6,473万9,603円」と出しましたけれども、これ私の間違いで、現在の基金残高は「3億2,000万円」ですので訂正をお願いします。

それでは質問に入らせていただきます。

「第5条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える」ということで、まず、「（3）として国民健康保険事業納付金に充てる場合」，それに対して質問をさせていただきます。

（3）ということはどういうことかと言いますと、現在の基金3億2,000万円あります。平成30年度から県に移行いたしますが、今後高齢化が進み医療費は上ると思います。現在の基金ではおよそ何年もつのか、そういうことを質問いたします。

次に、基金を使い果たした場合は、保険は値上げになるのか、その場合、もしわかりましたら何割ぐらい現在より上るのか、それを質問いたします。

その次の質問、県全体の市町村で基金がなくなると大変なのは全体の何%あるのか、要するに、県全体の市町村で基金がなく大変なのは全体の何%あるのか、そういうことの質問です。

○議長（船川京子君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） それではお答えいたします。

まず、1点目の現在の基金残高で何年もつのかというご質問ですが、単純に県に納付する事業費納付金の額が変わらない、歳入においても平成30年度予算案と変わらないと仮定した場合の話になりますが、現在の基金残高が3億2,016万3,000円ほどあります。平成30年度予算案でも基金繰入額が7,152万8,000円というところからすれば、単純には平成33年度までの4年間はもつということになります。ただ、これはあくまで仮定の話であって、

4年間もつということが確約できるわけではございませんので、ご理解のほどお願いいたします。

今後、被保険者数は減少していきますので、歳入歳出がどう変化するかというのがまだ予測できない状態ですので、正直に答えるとすれば、基金が何年もつかということについては、不明という答えが一番適切ではないかと思っております。

続きまして、2番目の基金を使い果たした場合は保険税率を上げるのか、その場合にはどの程度上げるのかという部分についてですが、基金がなくなった上、一般会計からの法定外繰入金もなく事業費納付金が払えないということになった場合には、残念ながら税率は上げざるを得ないことになります。

上げ幅につきましては、大変荒っぽい計算ですが、平成30年度予算案を例にして基金繰入額を税収だけで賄うと仮定した場合の話ですが、割り返せば上げ幅18%弱という答えが得られます。ただこれも1番目の質問と同様で、不確定要素は多く、事業費納付金の額も先行き読めない現時点では、やはり不明というのが適切な答えではないかと思っております。

続きまして、3番目の県全体で基金を持っていないのは何%か、大変なのはどのくらいかというご質問でございますけれども、基金の保有に関して申し上げますと、他市町村の基金につきましては、その内容が一般会計からの法定外繰り入れを行った上で残金を返さないで基金として持っているという、そういうケースもございますので、基金を持っているか、持っていないかということに関しては、ちょっと現状、把握仕切れておりません。ただ、純粋に一般会計からの法定外繰り入れもない、純粋に歳入歳出の残で基金を積み上げたということにおいては、茨城県内44市町村、利根町だけです。

それから、大変なのはどれぐらいの割合かというところでございますけれども、利根町の場合には割りかし早い時期から基金を使うという答えを出しておりましたが、そのほかは、先ほど申し上げたように、基金があってもそんな多くはないはずでございますので、大変という意味合いで考えた場合には、43市町村大変なのではないかと考えております。

○議長（船川京子君） 10番若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） どうもありがとうございます。それでは、1の質問に対して再度質問させていただきます。

利根町は今3億2,000万何がしかの基金があるから、年間7,150万円使っても平成33年、約4年はもつんだよ、そういう答弁でございます。なぜ利根町の場合は4年はもつのかということは、基金が3億2,000万円あるからもつんだよと、答えはそういう単純なことになりますよね。

それはそれで、利根町はよその44市町村の中、30市町村は、はっきりは言い切れないけれども、基金はほとんどないに等しいということでございますが、では2番目に対して、基金を使い果たした場合はどうなのかということになりますと、課長は今、一般会計から

繰り入れるという答えが出ましたけれども、どこの市町村でも一般会計というのは苦しいと思います。ですから、国保に対して限りなく一般会計から繰り入れられるかと言ったら、これは利根町でもそうだし、どこの市町村でも大変なことになりますよね。そういうことで、日本全体でそういう市町村が多いと思うんです。

茨城県は、利根町だけが今のところ基金があるという答弁でしたけれども、それは利根町というのは前からそういうことを考えて、基金を大事に大事に使い果たさないでためてきたから、そういう結果が今あるわけですが、今後のことを考えたら、結局国から県に移行して、国民健康保険というものは各市町村ではやり切れないから、国のほうが各都道府県にお任せしましょうということで、今回この改正が出たわけです。

それは私もわかるんですよ。今度県のほうでやってくれるから、利根町単独でやらなくてもよいと。ですから、今の答弁を聞きますと、利根町はまだいいほうなのかなと理解はしました。これからもその基金を大切に、県のほうで移行してやってくれるということは決まりますから、それはそれで基金を大切に使って、4年とか、そういうのでなくて、4年とか5年とかもつように、今後努力していただきたいと思います。

それから3番目のことですが、各市町村で44市町村のうち利根町だけは基金があって、あとはちょっと、はっきりとは言えないが基金がなくてわからない。では一般会計のほうから出すのかと言ったら、それもいろいろな事情があって出せるとは言い切れない、そういうことですので、これは利根町には直接関係ありませんけれども、県全体の市町村はそういう状況ですので、何はともあれ、ここで県のほうが今度責任を持ってやってくれるようになると思いますが、利根町は、先ほどから言っていますように4年はもつということですが、ただ国民健康保険に加入している皆さんに対して、どのように理解というか、説明していこうと課長が考えていることを、ひとつ答弁していただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） 議員おっしゃるとおり、今後、基金を持っているとは言え、先行きなくなってしまう見込みというものが現在あるわけですので、これを少しでも長持ちさせるということは、町としても当然やらなければいけないことだと思います。

歳入のほうにおきまして、今まで町として歳入として扱ったものが県にまとまって入ってしまうと、それで事業費納付金というものが県全体の医療費から割り当てられてくると、それを税収で集めるという仕組みになっておるわけなんですけど、肝と言いますか、肝心なのは、県から来る事業費納付金のほうの額をいかに抑えるか、低くするかということが一番大事かと思います。

低く抑えるためには、以前から申しておりますとおり、医療費水準、所得水準、それから、被保険者数と要素があるわけなんですけれども、町の医療費水準を下げるということが最も確実な方法かと思います。医療費水準を下げる、医療費の額を下げるということで、

国民健康保険で言いますと保健事業というのがございまして、そちらのほうで特定健診、それから、特定健診の指導といったものとか、あとはそういった健康づくり関係で歳出を抑えるものと、それから、会計上考えなければ歳入に関しては最大限の努力を払うということで、確実な税の収納といったものは今後も続けていかなければならないと思います。

平成30年度につきましては、新たに糖尿病性腎症重症化予防という事業が入りまして、こちらも一生懸命やって重症化して透析になる患者を少しでも減らすか、症状が発症するのを先延ばしにするかということでの医療費の抑制、こういったものをやっていく予定であります。

そういったことで歳入において最大限の努力、歳出、医療費のほうにおいてもなるべく抑えると、抑えるポイントとして、簡単にこういったふうにしてもらえると医療費というのは安くなりますよというパンフレット、毎回配布はしておるんですが、そういったものを通じて医療費の抑制というものを続けていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 最後の質問になりますけれども、今、課長のほうからも、まず県から来る支払金、そちらを抑える。利根町の場合は、高齢化率が41%でまだ抑えられているのかなと思ったら、昨日の一般質問の中で42%になりましたよと、それは上がっているわけですね。

利根町の場合、高齢化はどんどん進みます。それで利根町として、高齢者の皆さんがいつまでも健康でいられるようにいろいろな事業を展開してやっています。そのおかげで、はっきり言って施設とかお世話になっている人は県でも少ないんだよと、そういう答えは私も伺っているから知っています。

しかし、幾らそういう施策をやっている、これから高齢化率というのは上がっていきますから、ということは保険にかかる人も当然多くなるわけです。ですから、この基金が幾らあろうとなかろうと、あることが一番いいわけなんです。これから4年ありますよということ、それをあるからと安心しないで、それを長くもたせるように、これからお年寄りの健康面に関して、そういう事業を展開してやっていかなければしょうがない。そう私は思っています。

それから、先ほど2問目の質問に、町民の方にどのように、今の変わった健康保険のあり方というものを周知していただくんですかと聞いたら、その答えはなかったと思うんですが、要は今の町民の方、六千何百名かの健康保険の加入者ですよ、その方たちの9割は、このまま変わりました、県のほうに移行されましたよ、そういうことは知らないわけです。ただ、一般の入っている町民の方というのは別に変わるわけじゃないですよ、利根町の健康保険税も変わったからって急に上るわけじゃないし、先日もそう答弁していますから、それはそれでいいんですけれども、ただ、保険に入っている方というのは、このように今度変わりましたよ、そのくらい理解してもらうよう町として知らせるのが義務なん

じゃないんですかと思うことであって、先ほど、どのように国民健康保険加入者に周知をしていくんですかということを私お尋ねしたんです。その答弁だけお願いします。

○議長（船川京子君） 中島保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（中島頼明君） 大変失礼いたしました。聞かれたこと、確かに抜けておりました。

制度改革についての国保加入者なり住民に知らせる周知方法ですが、「広報とね」と町ホームページに掲載予定であります。

もう一つできるとすれば、納付書発送の際に、そちらのほうに、余り量は多く入れられないんですが、簡単に説明できるもの程度であれば同封できるかと思えますので、そちらのほうの周知のほうは、一番いい方法というものを考えながらやっていきたいと思えます。

それで、先ほどの高齢化率四十何％という話がございましたが、ちょっと手元で試算したのがありますので（「いいです、それは」と呼ぶ者あり）……いいですか、わかりました。終わります。

○議長（船川京子君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第２号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第２号 利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第２，議案第３号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第３号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第３，議案第４号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第４号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第４，議案第５号 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第6号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第6号 利根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第7号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第7号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第8号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対し質疑の通告をされている議員は1名です。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿議員。

○10番（若泉昌寿君） それでは質問させていただきます。

議案第8号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

「第3条の2 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない」ということで改正するわけですが、それに対して質疑させていただきます。

まず、利根町に都市公園は何カ所あるのかお伺いします。

次に、100分の50を超えてはならないと定めることとなりますが、その理由はなぜそのようになるのか、詳しくお願いします。

それから、100分の50、残りは何の施設に使うのか、その3点についてお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 若泉議員の質問に対する答弁を求めます。

石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） それでは、1点目の利根町の都市公園は何カ所あるかのことでございますが、当町における都市公園は31カ所ございます。

2点目の100分の50を超えてはならないと定めることとなるが、その理由はとのことでございますが、政令改正前は一つの都市公園内に運動施設を設ける場合、その都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の合計の割合、運動施設は全国一律に50%を超えてはならないとされていました。

政令改正後は、地域の実情に応じた運動施設の整備を可能とするため、政令の基準を参考にして条例で運動施設率を定めることとなりましたので、今回条例改正を提案させていただいたものでございます。

本町においては、レクリエーションや防災などの都市公園としてのオープンスペースを一定以上確保する必要があることを踏まえまして、政令の基準値100分の50を超えてはならないとするものでございます。改正前の基準と同じ基準とするものでございます。

改正の経緯とか理由でございますが、既設の運動施設のバリアフリー化に伴いまして、利根町には総合公園とか建物とか、そういうのはございませんが、階段のバリアフリー化を行うことによって、階段をスロープに改修を行ったときとか、その敷地面積が増加する場合や、国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況などの変化に対応した改修などが困難になる事例が発生してきておりますので、今回改正が行われるものでございます。

3点目の100分の50、残りは何の施設に使うかとのことでございますが、利根町には総合公園とかそういうものはございませんが、都市公園における運動施設、具体的に申しますとテニスコートとか野球場、陸上競技場、サッカー場、体育館及びプールその他、附帯施設の敷地面積の総計が都市計画の敷地面積の100分の50を超えてはならないとするものでございます。

先ほども申しましたとおり、都市公園としての機能である、利根町の場合は子供の遊び場の砂場とかブランコ、滑り台、それから、防災に備えたオープンスペースを確保するために、今までどおりに100分の50という条例を定めるということで、今回提案させていただきました。

○議長（船川京子君） 10番若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） まず、1点目ですが、利根町には都市公園という公園は32カ所あるということでございますが、私もこれ余り調べていないので、公園らしきものは全体で何カ所あるのかわかりませんけれども、大体32カ所ということは、利根町全体は都市公園になっているのかなと、そう思います。

○都市建設課長（石川 篤君） 31カ所です。

○10番（若泉昌寿君） 31カ所、それでは私の聞き間違いです。31カ所ね。31カ所にしても、ほとんどの公園は都市公園に定められているのかなという感じがします。

それで、もしわかりましたら、そのほかに都市公園以外にはどのくらいあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

それから次の質問ですが、50を超えてはならないと定めることはどういう理由かということでは、今いろいろと説明してくれたのでわかりました。

その次の残りは何の施設に使うのかということで、今、防災とかいろいろ言ってくれましたが、その中で例えばテニスとか野球とかプールとかという話が出ましたけれども、私の考えでは、今の利根町の都市公園の中でそういう施設はちょっとつくろうと言っても、今の都市公園の面積では無理なのかなと思うわけです。それは、そういうこともできるんだよという、その答弁はわかりました。

ですから、1番目のそのほかの公園という名のつくものは何カ所あるのか、それと先ほど答弁の中でも言われていましたけれども、バリアフリー化とか何か、それは利根町の高齢化がどんどん進みまして、公園を使用する方も高齢者が多くなると思うんです。逆に子供の数というのは、今のままで行くと少なくなっていくのが現状なんです。そういうことも考えていただいて、お年寄りたちが公園で過ごせるような施設をこれからやっていくのは、当然というか、バリアフリーとかそういうことをやっていただけるようお願いしたほうがいいのかと。

あと防災に関しても、何かあった場合、そこを避難所として使うわけでしょうから、そういうことをぜひともお願いします。

答弁は、そのほかの公園が何カ所あるのか、あと3番目の質問に対して、何かこうだよということがありましたら、ひとつお願いいたします。それで私の質問を終わります。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 都市公園の種類でございますが、今31カ所あるということでございますが、住区基幹公園とか都市基幹公園とか、だんだん規模が大きくなってきて、最後に総合公園とか、そういう大きい括りになってくるんですけれども、利根町の場合、結構民間の開発のを受けて、それが移管されて今私どもが管理しているのが大体です。

それで、街区公園ということで、これはもっぱら住民が住んで、そこで居住する方が休憩したりとか、そういう近距離で250メートル以内というものを決めてありますので、それで開発するときにつくった公園が大体でございます。

それよりもう一つランクが上で近隣公園ということで、利根町では利根っ子公園、それが近隣公園ということで指定しております。

それよりちょっと大きくなりまして、地区公園ということですから、これが利根緑地の公園ですね、占有施設で野球場とか使わせていただいているところですから、あそこが地区公園ということで大きくなっているところで1カ所あります。

それと、緑とかそういうものを確保するしかないということで2カ所、フレッシュタウンの緑地とプレイロットというところで、あそこの分をということで都市緑地公園ということで指定させていただいて31カ所でございます。

それと、どうしても公園とかで階段とかございましたら、そういうのはスロープとか何かつけて、そういう要望がありましたら徐々に直していったりとか、そういうものは気をつけてやっていくようにしますので、これからはよろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） すみません、今の答弁でもう1回聞きたいなというところが出てきましたので質問させていただきます。

今、例えばフレッシュタウンにある公園、利根っ子公園、あそこは、野球はできますけどプールとかはちょっと無理なのかなと思います。

それから、利根川の緑地公園、それに対しても国のほうから利根町が借りて利用させてもらっているような状況ですよ。ですから、そこに野球場とかテニスは現在つくってありますが、利根川のほうは木を植える森林とか、そういうのも無理だと思うんです。増水した場合、木とか何かを植えてはならないという定めがあると思うんです。

それで、利根町の場合、運動公園とかそういうものが計画としては、今の太陽光発電、あそこが東文間地区の基盤整備をやりましたときに1割減歩で、あそこを集積して町のほうがその土地を買って公園にしようと、その計画だったんですが、結局は公園をつくるのは経費とかいろいろなことを考えると無理だなということで今の姿になったわけです。

ですから、これから大きな運動公園とか何かはちょっと利根町で計画するのは、財政的にも無理なのかな、これは私の考えですが、できれば一番いいわけですけど、町長はどう思っているか、それはわかりませんが、私はそう思っている状況ですから、今度都市公園、大きな運動公園とかは無理でしょうから、現在ある公園を有効的に使って住民の方たちに利用していただくような公園にしてもらえればいいのか、これは私の意見です。答弁は結構ですから、これで終わります。すみませんでした。

○議長（船川京子君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第8号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第8号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第8、議案第15号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第15号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第9、議案第16号 町道路線の廃止及び変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第16号 町道路線の廃止及び変更についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第10、議案第17号 利根町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ここで杉山教育長の退場を求めます。

〔教育長杉山英彦君退場〕

○議長（船川京子君） 審議に入ります。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第17号 利根町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第17号は同意することに決定しました。

ここで杉山教育長の入場を求めます。

〔教育長杉山英彦君入場〕

○議長（船川京子君） 杉山教育長が入場しました。

ここで、ただいま教育長に再任されました杉山教育長から挨拶をお願いいたします。

〔教育長杉山英彦君登壇〕

○教育長（杉山英彦君） ただいま皆様方の承認をいただきまして、教育長職を再任することとなりました。

1期3年間の実績をもとに、さらなる教育行政の発展に寄与していきたいと思っておりますので、今後とも議員の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第18号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第18号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第18号は同意することに決定しました。

ただいま利根町教育委員会委員として新たに任命されました石井 豊氏に、本日お越しいただいておりますので、ここで挨拶をお願いいたします。

〔石井 豊君登壇〕

○石井 豊氏 ただいま教育委員会委員の任命におきまして、皆様方のご同意をいただきました石井 豊でございます。

私は今まで社会教育、社会体育、PTA活動にかかわってまいりました。このような経験をもとに、非力ではございますが、利根町の教育の充実、発展に貢献できるよう頑張っておりますので、議員の皆様方のご支援をよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが私の挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

石井 豊氏におかれましては、お忙しい中にもかかわらずお越しいただきましたこと、まことにありがとうございます。

○議長（船川京子君） 日程第12、議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

午前10時49分休憩

午前11時05分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第13、議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算を議題とします。

予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、報告をいたします。

予算審査特別委員会は、平成30年3月1日付で付託されました議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算から議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件の議案について、3月5日から3月7日の3日間にわたり、審査を実施いたしました。

審査においては、委員は全員出席で、町長、教育長、課長、担当者の出席を求め行われました。予算審査特別委員会の各委員からは熱心なる慎重な審議が行われ、また、執行部の職員においては、丁寧な説明を受け、かつ疑問に対しても明確に説明をいただきました。大変お疲れさまでした。

平成30年度における当初予算について申し上げます。

一般会計歳入におきましては、自主財源である町税の減少傾向が見られております。歳出については、財源に対する認識をさらに高めていただき、財源確保、並びに十分なる精査による効率的な予算執行が行われますよう、強く要望いたします。

審査内容を申し上げますと、3月1日付で付託されました議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算は、第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ53億5,664万2,000円で、歳入は款1町税から款20町債までであります。歳出は款1議会費から款12予備費までであります。第2条は継続費、第3条債務負担行為、第4条地方債、第5条一時借入金、第6条歳出予算の流用までであります。

以上について、慎重なる審議の結果、原案は全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

一般会計は前年度比0.3%減の53億5,644万2,000円、歳入は町税が前年度比1.6%減の12億5,631万8,000円、地方交付税が前年度比2%減の15億9,200万円、国庫支出金5億467万7,000円が主なものでございます。

歳出は、福祉バスの増便の費用、福祉バスは現在1便で運行している。14人乗りのバスのほかにもう1台、10人乗りのバスをリースして2台体制で運行する予定であります。

ほかに新規事業として、県内でも高齢化率約41%のように高いことから、65歳以上の高齢者が運転免許証を返納した際、1万2,000円分のバス回数券かタクシー助成券を受け取れる高齢者運転免許証返還支援助成金120万円、子供や若者世代を対象としたワークショップ、

スポーツイベントなどを行うとね元気塾プロデュース業務委託150万円, 役場屋上から近くの道路の渋滞状況や利根川の水位などを確認できるライブカメラの設置工事費用104万2,000円, 住民自治基本条例策定事業36万2,000円などがございます。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） それでは、私は賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度一般会計予算に対し、私は賛成して討論を述べさせていただきます。

歳入は53億5,664万2,000円で、前年度よりも1,553万9,000円の減となりましたが、減の主なものは民生費で1億1,436万3,000円の減でございます。

それでは予算について述べさせていただきます。

財政課での公共施設案内表示板設置工事が予算に組まれています。今度、利根町町民の方々、また町外から利根町に訪れた人たちもわかりやすくなるのかなと思います。

企画課では、とね元気塾プロデュース業務委託が新規事業として組まれています。今後、町が活性化につながる事業が行われることと思います。

住民自治基本条例策定事業も動き出すことになるようでございます。検討委員会の中で住民からの意見を幅広く聴取ができることと思います。

総務課においては、職員研修事業、若手職員視察研修の経費が組まれました。今後、利根町の職員として任せられるような職員育成のためしっかりと研修してくれるよう、私は願っております。現在、職員の中で長期休暇をとっている職員がいますが、町としては大きな損失ですので、本人また家族とよく話し合い、一日も早く復帰できることを私は願っております。

高齢者運転免許証返納助成金事業は、大変よい事業と思いますが、今後ますます高齢化が進みますので、財政面を考えますと厳しいことはわかりますが、1回限りなので、その後も考えるべきと私は思います。

福祉課の予算を見ますと、一人暮らし高齢者及び障害者の交流事業、シルバーカー購入助成金、医療福祉事業、ひとり親家庭交流事業、福祉バス賃借料などの予算が組まれており、評価したいと思います。

また、放射線対策事業で、もえぎ野台団地内の除染された廃棄物の撤去が決まりました。

これで一安心できると思います。

農業面を見ますと、稲刈体験事業、これはコシヒカリの試食を通して多くの方に利根町産の米のPRを行うことになります。利根町の産業は米づくりでございます。利根町全体の基盤整備事業は欠かせないことでございます。利根町北部も大体終わり、西部地区に対しては整備することがほぼ決まりました。平成30年度では南部地区（布川地区）に対し、調査の負担金が決まりましたので、よかったと思っております。

町内の町道では1022号線、1234号線その他多くの測量設計委託が予算化されました。

また、町の消防団員の皆様には水害、災害から守っていただいております。十二分団においては小型ポンプ車が購入することになり、一段と安全と安心が図れます。

新規事業で総合防災マップ作成事業委託、避難所等案内表示板設置工事、防災メール連携用ファイアウォール設置工事、また、自主防災組織防災訓練支援補助金等があります。

教育費、小中学校メールシステム保守業務委託、校務ネットワーク・セキュリティ対策サーバ賃貸料、また、中学校設備設置事業でタブレット対応学習活動支援ソフト導入業務委託、小中学生の学習に対し多いに役立つことと思います。

生涯学習課では、公民館の駐車場を広げるための用地も確保できます。平成32年度には完成することになりました。

その他、町民の方々、日々楽しく過ごせる事業が多く組まれております。

また、平成31年度にはいきいき茨城ゆめ国体が行われ、利根町ではウォーキング大会が決まっております。その準備事業が行われます。

私たち議員は予算に対し、3日間の委員会を開催しましたので、全議員がほぼ納得いたしましたかと思います。今後は、行政のやることをよく見て、意見を述べるべきことは述べ、協力すべきときは協力していきたいと思います。佐々木町長としては、初めての予算を組まれました。これからの1年間、町長としての手腕を期待しております。

以上で賛成の討論といたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第20号 平成30年度利根町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第14、議案第21号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、報告をいたします。

議案第21号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計予算認定の件について報告いたします。

当委員会は3月1日付で付託されました議案について、3月6日、委員全員出席、町長、教育長、課長、担当職員の出席を求め慎重に審議した結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第21号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計、事業勘定予算の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億5,667万円で、前年度より4億1,731万円の減であります。

平成30年度から都道府県に運営移管されるこの制度改革により、県が財政運営の責任主体となり国保は県と市町村の共同運営に変わります。規模を大きくすることで運営のリスクを分散し、財政を安定化させることが狙いであります。また、都道府県の役割を強化し、市町村間の保険料格差をなくしていく目的もございます。

歳入の主なものは国民健康保険税3億9,801万8,000円で、被保険者の減少で前年度より4,348万8,000円の減額であります。

県支出金が16億6,792万円で、国保制度改革によって保険給付費が全額県から交付されることから大幅な増となります。

歳出の主なものは、総務費が5,314万8,000円で前年度より824万9,000円の減、保険給付費が16億2,432万4,000円で、前期高齢者の増加に伴い医療費の増加が見込まれることから、前年度より1,957万4,000円の増、国民健康保険事業費は平成30年度の国保制度改革で新設されたもので、予算は6億3,897万2,000円の計上であります。

保健事業費は3,321万7,000円で前年度より28万2,000円の増となっております。なお、平成30年度の国保税の税率は、財源不足を基金の取り崩しにより税率の見直しは行わず、現行税率を据え置くことにしております。

直営診療施設勘定予算の総額は1億1,705万1,000円で、前年度と比較し1,152万3,000円の増であります。

歳入は診療収入の9,452万2,000円で全体の80.7%であります。後期高齢者診療報酬収入の増加により前年度より642万円の増であります。

歳出は総務費が9,211万6,000円で、職員給与費の増加により前年度より831万3,000円の増であります。

医業費は2,393万4,000円で、医療用衛生材料費の増加により前年度より321万円の増であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） それでは、議案第21号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計予算に関しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど議案第2号に対しまして、国保の課長からいろいろと答弁をいただきました。これから述べる中でダブる点もあるかもしれませんがご了承願いたいと思います。

議案第21号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計予算に対し、私は賛成の立場で討論をいたします。

本年度歳入合計は23億5,667万円、前年度と比較いたしますと4億1,731万円の減額となります。制度改正により平成30年度から県が主体となりますので、県支出金の大幅な伸びになっております。

これまでの国民健康保険は各市町村で行われておりました。今後、制度は変わりますが、国保に加入している方々においては、今までと変わりはないことと思いますが、町民の皆様、特に加入している方々に理解してくれるよう、よく周知してくれるようお願いいたします。

また、利根町では国保の基金は他の自治体よりは多くありますが、今後、高齢化はますます進むことと思います。それに伴い医療費も多くなってくると思いますので、基金を大切に使いながら、国保税が値上げにならないよう努力してくれるようお願いいたします。賛成の討論といたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第21号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第15、議案第22号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、報告をいたします。

議案第22号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計予算認定の件について報告をいたします。

当委員会は3月1日付で付託されました議案について、3月7日、委員全員出席、町長、教育長、課長、担当職員の出席を求め慎重に審査した結果、原案を全員賛成で可決するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第22号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,682万4,000円で、前年度より3,374万1,000円の減額で10.9%の減であります。

歳入の主なものは使用料及び手数料1億7,442万6,000円で、前年度より118万8,000円の減であります。繰越金は7,689万9,000円で一般会計繰入金5,689万9,000円、財政調整基金から2,000万円の繰り入れがございます。

歳出の主なものは下水道費1億9,666万2,000円で、前年度より2,755万4,000円の減であります。主な事業は利根フレッシュタウン北側雨水路施設実施設計業務委託費と布川地区下水道管路敷設替え工事であります。

公債費で7,916万2,000円は、長期債の償還金であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第22号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第16、議案第23号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計予算を議題とします。

予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、議案第23号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計予算認定の件について報告いたします。

当委員会は3月1日付で付託されました議案について、3月6日、委員全員出席、町長、教育長、課長、担当職員の出席を求め慎重に審議した結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第23号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ664万6,000円で、前年度より66万3,000円の増であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料で479万8,000円、管理料は1区画当たり4,000円で1,199区画。繰入金は184万7,000円で、これは財政調整基金からの繰入金であります。

歳出は、町営霊園事業費654万6,000円で、霊園環境整備の業務委託と新規事業の納骨堂設置工事の設計委託でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） それでは、討論させていただきます。

議案第23号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計予算に対し、私は賛成の立場で討論を行います。

本年度予算は664万6,000円、前年度と比較いたしますと66万3,000円の増となっております。

予算の中身を見ますと、町営霊園納骨堂設置工事設計業務委託費62万7,000円が予算化されております。その他の予算は例年どおりとなっております。

利根町の現状を見ますと、利根町で生まれ育った子供たちは、成長すると町外へ出て、残る方は高齢者の方ばかり、先行きはお墓のしもりをしてくれる方々も少なくなり、無縁仏が出てくることと思われまふ。

平成30年度町営霊園納骨堂設置工事につきましては、先を見たよい事業と思いますので、議案第23号については賛成でございます。

これで討論を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第23号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第17、議案第24号 平成30年度利根町介護保険特別会計予算を議題とします。

予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） 議案第24号 平成30年度利根町介護保険特別会計予算認定の件について報告いたします。

当委員会は3月1日付で付託されました議案について、3月6日、委員全員出席、町長、教育長、課長、担当職員の出席を求め慎重に審議した結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第24号 平成30年度利根町介護保険特別会計予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4,591万4,000円で、前年度より3,248万9,000円の増額であります。

歳入では介護保険料は3億9,013万3,000円で、前年度比2,004万6,000円の増であります。

国庫支出金2億7,201万1,000円で、前年度比775万2,000円の増、また、支払基金交付金は3億7,735万6,000円で563万6,000円の減となっております。

歳出の主なものは、総務費1,392万2,000円で前年度比173万円の減でございます。

歳出合計14億4,591万4,000円に対し、保険給付費が13億5,320万4,000円となっております。歳出全体の93.6%を占めてございます。

介護保険料は、制度の秩序と公平を期するためにも未納者の納付について十分に対応していただきたい。また、高齢化の進展に伴い、要介護認定者の増加も見込まれることから、要介護者とその家族を支える介護保険制度の健全な運営に努めていただきたいと思います。

報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第24号 平成30年度利根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第18，議案第25号 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは，報告をいたします。

議案第25号 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計予算認定の件について報告をいたします。

当委員会は3月1日付で付託されました議案について，3月6日，委員全員出席，町長，教育長，課長，担当職員の出席を求め慎重に審議した結果，原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので，会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第25号 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計予算，歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ1,063万円で206万4,000円の増額でございます。

歳入の主なものについては，サービス収入646万2,000円，繰入金414万7,000円で，この繰入金是一般会計からの繰り入れでございます。

歳出の主なものは，サービス事業で1,062万9,000円でございます。事業の内容は，ケアマネジメントに伴う介護支援専門員の人件費及び介護支援事業所への委託費が主なものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは，議案第25号 平成30年度利根町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第25号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（船川京子君） 日程第19、議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

予算審査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

石井予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、報告をいたします。

議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算認定の件について報告をいたします。

当委員会では3月1日付で付託されました議案について、3月6日、委員全員出席、町長、教育長、課長、担当職員の出席を求め慎重に審議した結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億604万7,000円で、前年度より3,265万円の増であります。

歳入は、後期高齢者医療保険料が1億9,265万6,000円で、被保険者数の増加で前年度より2,913万7,000円の増、繰入金が2億683万3,000円で保険基盤安定繰入金の増により前年度より354万円の増でございます。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が3億8,523万6,000円で、被保険者の増による保険料収入の増加により前年度より3,092万6,000円の増であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第26号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（船川京子君） 日程第21、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（船川京子君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（船川京子君）　ここで、総務産業建設常任委員会視察の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

坂本啓次議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（坂本啓次君）　それでは、総務産業建設常任委員会からの報告をいたします。

平成30年2月15日、午前9時から当委員会の所管における事務調査を次の二つの課について実施いたしました。出席委員は全員でございました。

まず経済課におきまして、利根西部地区基盤整備の進捗状況について説明を求め、次に都市建設課におきまして、町道の道路工事状況について現地調査を実施いたしました。

初めの経済課におかれましては、「利根西部地区基盤整備の進捗状況については」という議題で説明を求めました。

経済課長補佐からの説明により、これまでに各地区から選出されました65名の利根西部地区推進協議委員会の方々に対し説明会を実施し、昨年5月より基盤整備面積241ヘクタールの地権者の自宅訪問等を実施、現在、97.4%の仮同意をいただいているとの説明がありました。

委員の中から、今度とも地権者の方への丁寧な説明を実施し、本同意の賛同を得よう頑張っている旨の意見がありました。また、基盤整備事業の農家負担について、過疎指定の特例措置により75%の軽減が図られる見込みのため、地権者の同意が得られやすいとの説明がありました。反面、この75%の同意が本当に実現できるのか、また、農地に対していろいろな思いを持つ農家の方も多くいるので、今後の進展が心配であるという常任委員からの意見があり、丁寧に説明をしながら進めていくという返答をいただきました。

次に、都市建設課の町道道路工事状況については、現地調査として次の町道6カ所を視察いたしました。

初めに、町道1424号線羽根野台、これは団地の中ですね、ただいまU字溝の修繕が行われておりました。現地に行ったら、工事関係の人がいまして少し説明をいただき、地元の人の喜ばれるような声が聞けるということがありました。適正な工事の内容でありましたので、我々も安心いたしました。

次に、町道109号線、布川から東奥山新田まで、これは利根川の土手のところでございます。舗装構造調査業務委託ということで、通年ならばアスファルト5センチメートルか10センチメートルぐらいしかやらないところが、かなり深くまで掘り起こしてやるため、舗装構造調査をしてから行いますという説明がありました。それをやることによって、20年、30年、正常な状態で使えるそうです。

次に、町道1190号線、立木舗装道路、これもまた調査業務でございました。これはどこ

かと言いますと、立木の立崎から取手までのバイパスがございますね、それから河内のほうに向かっていく新利根川の土手でございます。ここも一応50センチメートル以上の深い調査をし、完全な舗装をするようでございます。そうなるとかなり20年、30年と丈夫な形でいくそうでございます。

次は町道112号線、これは福木地内なのですが、これは道路改良工事で行いました。

それと町道2313号線、これも福木地内なのですが、これは浄化センターの周辺道路排水整備工事で行いました。それもきれいに完成されておりました。この工事の関係の人がいたので、その人の説明を受けたところ、かなり排水に問題なく地元町民からの、よかった、ありがたいという返答をいただいているそうでございます。

それから、最後ですが、町道2105号線、布川台、千葉竜ヶ崎線取り付け道路です。これは布川台の団地から千葉竜ヶ崎線に出る、布川台から見ると北側になる、とりあえず取り付け道路がかなり急になっていたもの、それが平らに地面を下げて通りやすい道路となりました。それとかなり懸案事項であったが、ここできちんとできておりましたので、よかったという視察で行いました。

以上、工事現場において担当課長等より状況説明を受けました。立木、布川の舗装道路構造調査においては、舗装表面ではなく道路内部の構造の修繕工事が必要と説明を受けました。また、布川台から千葉竜ヶ崎線への接続道路は急な坂道が大分なだらかとなり、車両等の通行が良好になったと感じられました。

以上、いずれも良好に事業が進められていることを感じました。今後とも適正な事業執行を望みますので、よろしくお願いします。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

○議長（船川京子君） 次に、一部事務組合、企業団、広域連合議員から、各議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会報告について、新井滄吉議員。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員新井滄吉君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（新井滄吉君） 皆さんに配った数字にミスがありました。上から6行目あたり、平成29年度一般会計歳入歳出をそれぞれ「11億云々」と書いてありますけれども、この金額を「6,785万3,000円」に変えてください。6,785万3,000円を追加し歳入歳出をそれぞれ11億8,755万9,000円とする、こう訂正してください。すみません。

時間なので予算関係はここに表記したとおりです。

それと、塵芥組合の議員は、当町からは、ここに書いてある4人です。

石井公一郎副議長と書いてあるんですけども、これは当町の副議長でもあるんですけども、塵芥処理組合の副議長でもあるんです。そういう意味ですから誤解しないでくだ

さい。

それから、本年の視察研修は7月、2泊3日で毎年各地のごみ処理センターを見学に行っているんですけれども、ことはまだ決まっていません。

それから、4番目は塵芥処理組合公平委員、利根町にはないんですけれども、公平委員に利根町立崎の小泉さんという方が、ことし2月19日の議会で承認されました。

それから、関係市町村の分担等の表が、持っていない人はなかなかわかりにくいでしょうが、このように人口比例とか一括とか、分担のあれが決まっています。見てのとおりです。

簡単ですが、以上です。

○議長（船川京子君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議会報告について、高橋一男議員。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員高橋一男君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（高橋一男君） それでは、報告いたします。

龍ヶ崎地方衛生組合では、2月14日に全員協議会、2月23日に組合議会定例会が行われました。

まず、全員協議会では定例会提出案件についての協議や、来年度以降に予定している基幹的設備改良事業計画について説明を受けました。基幹的設備改良事業については、環境型社会形成推進交付金と震災復興特別交付税を活用し、震災復興期間の平成32年までに工事を完了するスケジュールで進めていると説明があり、現在、3施設を統合し全体の処理量を200キロ程度と想定しているということです。

また、議会からの提案で、議員報酬条例の一部改正について協議を行いました。改正案では費用弁償の支給について、組合議会ではなく会議規則で正式な議会活動の場と定めている全員協議会に出席した場合でも費用弁償を支給できるように改正するもので、さまざまな意見が出されましたが、今回の定例会に提出することとなりました。

次に、議会定例会では、まず、議案第1号 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任についてでございます。この案件は議会選出監査委員の任期満了に伴い、後任者を選任するもので、議会の同意により阿見町選出の久保谷充議員が選任されました。

次に、議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について、議会の同意により阿見町選出の野口恭男さんが選任されました。

次に、議案第3号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、これは基準職務表の改正を行うもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第4号 平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）で、これは既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,478万6,000円とするもので、全会一致で可決されました。

次に、議案第5号 平成30年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算で、これは歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,118万5,000円と定めるもので、前年度比1,846万8,000円の増額

となります。この案件については質疑の後、全会一致で可決されました。

最後に、議案第6号 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、この案件については反対討論がありましたが、賛成多数で可決されました。

これからも周辺環境の保全に努め、公害のない社会構築を目指す龍ヶ崎地方衛生組合の管理運営をしっかりと確認していきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会報告について、新井邦弘議員。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員新井邦弘君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（新井邦弘君） 稲敷広域議員を代表して、平成29年度の1年間の状況及び議会活動状況について報告いたします。

初めに、議会の開催状況ですが、平成29年度は定例会2回、臨時会1回を行っております。

順に申し上げますと、8月2日に平成29年第1回組合議会臨時会が開催され、消防ポンプ自動車の取得、高規格救急自動車の取得、支援車の取得、組合監査委員の選任と計4案件が提案され、いずれも原案のとおり可決、同意をいたしました。

なお、消防団ポンプ自動車は、龍ヶ崎消防署に配置の車両を更新したもので12月18日に納車、高規格救急自動車は同じく龍ヶ崎消防署に配置の車両を更新したもので10月17日に納車、支援車は消防本部へ新たに配置する車両で11月6日に納車され、それぞれ運用を開始しております。

次に、11月2日に平成29年第2回組合議会定例会が開催されまして、組合公平委員会委員の選任、平成28年度各会計歳入歳出決算3件及び平成30年度組合関係市町村の分賦金割合の計5案件が提案され、いずれも原案のとおり同意、認定、可決をいたしました。

また、先月22日は平成30年第1回組合議会定例会が開催されまして、条例関係の議案1件、平成29年度会計補正予算2件、平成30年度会計予算2件の5案件が提案され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上が議会の開催状況でございます。

次に、広域市町村圏計画の策定等の廃止についてでございます。

去年12月の各市町村議会に組合規約改正の議案を上程し、全市町村の議会において議決され、その後、茨城県知事に許可申請を行ったところ、去る1月22日付で許可されたところでございます。

最後に組合議会に関連したその他の行事でございますが、昨年5月21日、龍ヶ崎市の小貝川市民運動公園において水防活動の円滑化と関係機関相互の協力体制の強化、水防技術の向上、地域住民の水防意識の普及啓発及び高揚を図ることを目的とし、利根川水系県南

水防事務組合との２組合合同による水防訓練が行われました。

また、11月８日から10日にかけて、三重県の津市消防本部、和歌山県の須賀消防本部及び土砂災害啓発センターの行政視察を行いました。両消防においては消防行政全般の説明、また土砂災害啓発センターにおいては、土砂災害に関する研究及び啓発活動について説明を受けました。

以上が平成29年度中の稲敷地方広域市町村圏事務組合の状況報告でございますが、今後も稲敷広域の情報につきましては議会の皆様に報告していきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 次に、茨城県南水道企業団議会報告について花嶋美清雄議員。

〔茨城県南水道企業団議会議員花嶋美清雄君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（花嶋美清雄君） 茨城県南水道企業団議員を代表してご報告いたします。

平成30年２月７日に茨城県南水道企業団議会定例会が開会されました。

議事は、まず、選挙第１号 副議長選挙について、選挙投票により副議長には取手市の結城 繁議員が当選されました。

次に、議案第１号は茨城県南水道企業団監査委員の選任について、同意により石橋大輔氏が選任されました。

次に、議案第２号は茨城県南水道企業団監査委員の選任について、これも同意により龍ヶ崎市の石引あやの議員が選任されました。

次に、議案第３号は平成30年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、第２条は、企業団体の業務活動の基本的な目標とする業務の予定数量を定めたものです。

次に、第３条は、収益的収支及び支出について水道事業収益の総額は59億6,184万4,000円を予定しています。

次に、第４条は、資本的収入及び支出についてです。

次に、第５条は、債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額を定めたものです。

次に、第６条は、企業債についてであります。起債の方法、目的及び利率等を定めたものです。

次に、第７条は、営業費用、営業外費用及び特別損失との間で各項の経費の金額を流用することができることを定められたものです。

次に、第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてです。

次に、第９条は、たな卸資産購入限度額についてです。

以上、議案第３号は原案どおり可決しました。

最後に追加日程第１、選挙第２号 議長の選挙についてです。選挙の投票により当町の若泉昌寿議員が議長に当選されました。

以上で茨城県南水道企業団の議会定例会報告を終わりますが、茨城県南水道企業団はい

つも皆様に安全な水道水を提供することに努めております。

○議長（船川京子君） 次に、茨城県後期高齢者医療広域連合議会報告について、五十嵐辰雄議員。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員五十嵐辰雄君登壇〕

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（五十嵐辰雄君） 平成30年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、2月20日開催されました。報告いたします。

議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定です。これは、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第3項の規定により、平成30年度及び平成31年度の後期高齢者医療制度の保険料率を定めるなど所要の改正を行うため条例案を提出する。

議案第2号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億1,821万7,000円と定める。これは前年度より15.7%の増であります。

議案第3号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,235億5,196万9,000円と定める。これは前年度より3.2%の増であります。保健事業実施計画を推進することで、被保険者の健康の保持、増進及び医療費の伸びを適正なものとする。これが予算決定の方向です。

次に、議案第4号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）です。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,060万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ9億753万9,000円とする。

議案第5号 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億6,256万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,221億1,305万5,000円とする。

議案第6号及び議案第7号は、それぞれ訴えの提起についてであります。定められた期日までに支払いがないため、訴えにより支払いを求める。

議案第8号及び第9号は、それぞれ権利の放棄です。破産法による免責決定が確定し徴収不能となるため権利を放棄する。

第10号は訴訟上の和解であります。水戸地方裁判所土浦支部から和解案が示されたが、原告側の主張に沿った内容であると。

次に、報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて、本件は水戸地方裁判所から和解案が提示され、原告の主張に沿った内容である。

以上、提出されました全議案について原案のとおり可決されました。

また、報告については全員異議なく承認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 一部事務組合、企業団、広域連合の各議会報告が終わりました。

次に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 平成30年第1回定例会の閉会に当たり、御礼とご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月1日から本日まで通算14日間にわたり行われました今期定例会では、慎重なご審議をいただきました結果、ご提案申し上げた合計26件の全案件につきまして、原案のとおり可決並びに承認を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、今定例会の一般質問や予算審査特別委員会において、議員の皆様からいただきましたさまざまなご意見やご提案につきましては、大変ありがたく貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

早いことに、今年度も残すところ半月余りとなりました。これまでさまざまな事業に取り組んでまいりましたが、今定例議会の冒頭に施政方針でも申し上げましたとおり、平成30年度は行政改革行動計画や利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実なる実行はもとより、緊急性や重要性の高いものについても、スピード感を持って対応をしていくことで、さらなる住民サービスの維持向上に努めてまいりたいと考えております。

現在、人口減少の問題を初め、地域防災力の充実強化などさまざまな分野で課題が山積していますが、一つ一つ課題解決に努めていくとともに、町民の皆様のご意見やご提案、ご要望をお聞きしながら町政の運営に努めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方には、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たり挨拶とさせていただきます。

14日間にわたるご審議のほど、大変ありがとうございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

○議長（船川京子君） 以上で今定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成30年第1回利根町議会定例会を閉会します。

次回の平成30年第2回定例議会は、平成30年6月1日金曜日の開会を予定しております。

大変お疲れさまでした。

午後零時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 大 越 勇 一

署 名 議 員 新 井 滄 吉